市立大洲病院入院時使用物品レンタル・提供業務仕様書

１．業務名

　　市立大洲病院入院時使用物品レンタル・提供業務

２．業務の目的

　　入院時に、患者様が使用する物品をセットでレンタル可能とすることにより、入院準

備時の負担軽減や核家族化により付き添い時に必要物品を搬入することができない入院

患者様の利便性の向上を図るため、入院患者様のうち希望者に対して物品のレンタル・

提供を行う。

３．業務実施場所

市立大洲病院

４．実施病棟

２病棟

３病棟

４病棟（結核病棟を含む）

* 参考

総病床数　１５０床　本年４～１１月の平均稼働率　４８．２％

平均在院日数　本年１１月　１６．７日

令和５年分利用実績（令和5年1月1日～12月31日）

　○Ａプラン（衣類・タオル類）延べ22,084セット　月平均1,840セット

1日当たり利用延べ人数726.1人　月平均60.5人

　　　○Ｂプラン（タオル類）延べ69セット　月平均6セット

　　　　1日当たり利用延べ人数2.5人　月平均0.2人

　　　○Ｃプラン（衣類のみ）延べ3,049セット　月平均254セット

　　　　1日当たり利用延べ人数100.4人　月平均8.4人

５．契約期間

　　契約締結の日から令和９年２月２８日まで

６．設置物品構成

衣類（浴衣・甚平等各サイズ）

タオル類（バスタオル・フェイスタオル）

附属消耗品（歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・ストローコップ・吸い飲み又はストロー・口腔ケアジェル・口腔ケアスポンジ・入れ歯洗浄剤・入れ歯ケース・割り箸・プラスチックスプーン・フォーク・食事用エプロン・ヘアブラシ・おしぼり・清拭用おしぼり・歯磨きティッシュ・皮膚保湿剤・ボディソープ、リンスインシャンプー（少量サイズ）・レジ袋、ポリ巾着袋（その他提案物品）などの中から利用者の選択制とする）

７．提供セット構成

上記６に示した物品について、次の通りのセットを構成すること。

Ａプラン：衣類、タオル、付属消耗品

Ｂプラン：衣類のみ

※当構成は、契約後実際の運用状況に伴い変更となることがある。

　その際、セット料金の変更については、個別に協議することとする。

８．料金設定、契約および請求

各プランの料金については、個別に日額を設定すること。

利用に際しては、患者個人と実施事業者が契約を行い、利用終了後もしくは月単位等にて、患者個人に対して直接実施事業者が利用料金を請求すること。

９．運用形態

* 1. 患者様に対する本業務内容の概要説明は、入院時説明の際に当院職員が実施し、利用希望の確認を行うこととする。なお、利用希望者への詳細な説明のために、実施事業者は理解しやすく料金形態が明瞭となる説明資料を提供すること。
  2. 利用者への物品提供は当院職員又は事業実施者が行うものとする。
  3. 利用日数については、当院職員又は事業実施者にて、実施事業者提供の利用日数管理表もしくは電子機器等に記入する。
  4. 物品の利用数量については、当院職員は管理をしないこととする。
  5. 実施事業者は、必要に応じ当院職員に対し利用申込書、利用日数・数量管理表などの取り扱い方法について、事前に十分な説明を行うこと。

10．在庫管理、納品体制

実施事業者は各物品の在庫管理を随時行い、欠品等が生じないようにすること。また、棚卸についても、実施事業者が責任をもって行うこと。その際には汚染・破損等の物品を利用者へ提供することの無いように十分留意すること。

11．衣類・タオル等の管理体制

衣類・タオル等の回収交換回数は、週２回以上とすることとし、「平成５年２月１５日指第１４号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準等各種法令・通知に従い、適正に処理するものとする。

12．損害賠償

物品類の紛失、過失による誤納品、その他実施事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責を負わない。

また、利用者に使用する物品等が原因による損害が発生した場合に備え、実施事業者は保険に加入することとする。

13．情報の適正管理

実施事業者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。事業実施者が雇用又は委託する業務従事者についても同様の義務を負いその責を免れない。また、個人情報の滅失及び毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講ずること。

14．問い合わせなど

当業務への問い合わせ及び苦情等については、実施事業者の責任において窓口を設置し、説明資料等に電話番号を掲載するなどして対応すること。利用者の意見の反映は積極的に行うこととし、患者サービスに常に徹すること。

15．原状回復など

実施事業者は、契約期間が満了し、または契約が解除された場合には、速やかに原状回復をすること。

また、実施事業者は、病院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求できない。

16．諸費用および資材等の負担（一部再掲）

実施事業者は次の諸費用及び資材等を負担することとする。

　　　・本業務に係る当院職員の取扱い手数料

・物品管理に関する棚等の資材

・利用者への説明資料、料金表等書類

・利用申込書、日数管理表等の運営管理上の書類

・導入に係る各種回収費用

・契約の満了または解除に伴う物品の撤去、設備の原状回復費用

・貸与品の業務上の毀損・破損に起因する病院施設・備品の破損に伴う費用

・利用者の責による貸与品の汚損・亡失等に伴う補充費用